

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東松山市長 松坂 喜浩

|                   |                                           |
|-------------------|-------------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 東松山市<br>( 11212 )                         |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 上野本上押垂下青鳥<br>( 金谷、谷中、上郷、上野本一、上野本二、青押、向山 ) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和8年8月10日<br>( 第1回 )                      |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・水田地域では、主に水稻の栽培を行っている。  
・70歳以上の農業者が耕作する農地面積が約66%となっている。  
・後継者不足が深刻化しており、担い手等の確保が必要である。管理するだけでも一苦勞、農地を手放したい地権者も多い。  
・田んぼについては、水の便に大きな差がある。  
・大口農家への集積集約が進んでいるものの、田んぼの高低差が激しく畦畔撤去や均平化が難しいため、これ以上集約は難しい。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の中心的な担い手等へ農地の集積を図る。  
後継者探しを進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 134.5 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 105.9 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域を基本の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                    |
| 農地中間管理機構を活用して、担い手への集積する。                            |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                    |
| 集積に活用する。                                            |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                     |
| 農業者等のニーズを踏まえ、ほ場整備に取り組む。                             |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                |
| 区域内外の多様な経営体を確保するため、市・農業委員会・JAなどの関係機関と連携して相談体制を確立する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                 |
| 活用できる農業支援サービスがある場合は、活用を検討する。                        |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                                 |                                             |                                              |                               |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等              | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①遊休農地が有害鳥獣の住処となっている場合もあるため、引き続き解消に向けた働きかけを行う。

②一部農家が、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから5割以上低減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組んでいる。

③国や県等の各種制度を活用しながらスマート農業を促進し、作業の負担軽減や効率化を図る。

④水の確保が難しい水田については、畑地化等による活用も検討する。

⑦ほ場に面している農道・水路・法面及び畦畔の管理については、近隣ほ場や他の耕作者の営農に支障が出ないよう、原則、当該ほ場を耕作している耕作者にて適切な管理を行う。また、地域全体での共同作業を継続し適切な保全管理を図る。

⑧施設園芸も盛んな地域であることから、維持・発展に寄与する事業等の活用も検討する。

別添地図

